

平成 24 年 3 月 1 日

お客さま各位

プロミス株式会社

プロミスカード会員規約およびローン規約の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

平成 24 年 4 月 1 日より、プロミスカード会員規約およびローン規約を改定しますので、お知らせいたします。

1. 改定後の規約が適用されるお客さま

平成 24 年 4 月 1 日以後に契約または契約内容変更のお手続きをいただいたお客さま

2. 改定する条項

項目	改定する条項
プロミスカード会員規約	<ul style="list-style-type: none">・ 契約の終了にかかわる条項（第 19 条）・ 期限の利益の喪失にかかわる条項（第 25 条）・ 反社会的勢力の排除にかかわる条項（第 28 条）
ローン規約	<ul style="list-style-type: none">・ 期限の利益の喪失にかかわる条項（第 18 条）・ 反社会的勢力の排除にかかわる条項（第 21 条）

新旧対照表は次頁以降に掲載いたします。

3. 留意事項

改定後の規約は、平成 24 年 4 月 1 日より適用されますが、書式の差替えの都合により、平成 24 年 3 月 31 日までに、改定後の規約が交付されることがあります。

ご不明な点がございましたら、プロミスコールまでお問い合わせください。



ご相談・ご質問はプロミスコールへ

0120-24-0365

携帯電話・PHSからもご利用可能です。

新旧対照表（プロミスカード会員規約）

改定前	改定後
第1条～第18条 省略	第1条～第18条 省略（変更なし）
<p>第19条（契約の終了）</p> <p>1.省略</p> <p>2.省略</p> <p>3.省略</p> <p>4. <u>第27条第7項</u>の規定によりお客様とのすべての契約を解除した場合、プロミスは、お客様に対し何ら通知することなく本規約にもとづく契約を終了させることができます。</p> <p>5. お客様が第25条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、<u>契約は、当然に終了します。</u></p> <p>6.省略</p>	<p>第19条（契約の終了）</p> <p>1.省略（変更なし）</p> <p>2.省略（変更なし）</p> <p>3.省略（変更なし）</p> <p>4. <u>第28条第2項</u>の規定によりお客様とのすべての契約を解除した場合、プロミスは、お客様に対し何ら通知することなく本規約にもとづく契約を終了させることができます。</p> <p>5. お客様が第25条の規定により本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、<u>プロミスは、契約を終了させることができます。</u></p> <p>6.省略（変更なし）</p>
第20条～第24条 省略	第20条～第24条 省略（変更なし）
<p>第25条（期限の利益の喪失）</p> <p>1.お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、<u>債務の全額をただちに支払います。</u></p> <p>支払停止となったとき。</p> <p>強制執行の申立があったとき。</p> <p>破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。</p> <p>お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。</p> <p>～新設～</p> <p><u>プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。</u></p> <p><u>第27条第7項各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>2.お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、<u>債務の全額をただちに支払います。</u></p> <p>届出事項の変更を届出なかった場合または第30条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。</p> <p>信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。</p>	<p>第25条（期限の利益の喪失）</p> <p>1.お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、<u>債務の全額を支払います。</u></p> <p>支払停止となったとき。</p> <p>強制執行の申立があったとき。</p> <p>破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。</p> <p>お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。</p> <p><u>本規約にもとづく債務であるかを問わず、プロミスに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。</u></p> <p><u>プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。</u></p> <p><u>第28条第1項第1号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p>2.お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、<u>債務の全額を支払います。</u></p> <p>届出事項の変更を届出なかった場合または第31条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。</p> <p>信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。</p>
第26条 省略	第26条 省略（変更なし）

改定前	改定後
<p>第 27 条（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略 2. 省略 3. 省略 4. 省略 5. 省略 6. 省略 <p><u>7. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、プロミスは、お客様に対し何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。</u></p> <p><u>暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力であることをプロミスが知ったとき。</u></p> <p><u>自らまたは第三者を利用して、プロミスグループに対し暴力的または不当な要求等およびこれらに類する業務妨害等をしたとき、もしくはプロミスグループの信用等を毀損したとき。</u></p> <p><u>前 2 号の他これらに類する事由が生じたとき。</u></p> <p><u>8. 前項によりお客様とのすべての契約を解除した場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。</u></p>	<p>第 27 条（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略（変更なし） 2. 省略（変更なし） 3. 省略（変更なし） 4. 省略（変更なし） 5. 省略（変更なし） 6. 省略（変更なし） <p><u>7. 削除</u></p> <p><u>8. 削除</u></p>
<p>～ 新設 ～</p>	<p><u>第 28 条（反社会的勢力の排除）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。</u> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u> b) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u> c) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u> d) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u> e) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u>

改定前	改定後
<p>~ 新設 ~</p>	<p><u>お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。</u></p> <p><u>a) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>e) その他準ずる行為。</u></p> <p><u>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。</u></p> <p><u>前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。</u></p> <p><u>前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。</u></p> <p><u>前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p><u>3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、プロミスに損害が生じた場合、お客様は、プロミスに対しその責任を負います。</u></p>
<p>第28条~30条 省略</p>	<p>第29条~第31条 省略(変更なし)</p>

新旧対照表（ローン規約）

改定前	改定後
第1条～第17条 省略	第1条～第17条 省略（変更なし）
<p>第18条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、<u>債務の全額をただちに支払います。</u></p> <p>支払停止となったとき。 強制執行の申立があったとき。 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。</p> <p>～新設～</p> <p><u>プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。</u></p> <p><u>第20条第6項各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を<u>ただちに</u>支払います。</p> <p>届出事項の変更を届出なかった場合または第23条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。</p>	<p>第18条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、<u>債務の全額を支払います。</u></p> <p>支払停止となったとき。 強制執行の申立があったとき。 破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。 お客様の所在がプロミスにとって不明となったとき。</p> <p><u>本規約にもとづく債務であるかを問わず、プロミスに対する債務の一つでも期限に支払わなかったとき。</u></p> <p><u>プロミスに差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。</u></p> <p><u>第21条第1項第1号に定めるいずれかに該当することが認められたとき、同第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき、または同各号の表明について虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスの請求により、お客様は、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を支払います。</p> <p>届出事項の変更を届出なかった場合または第24条に規定されたカードの取扱に違反した場合で、それが重大なものであったとき。 信用状態が悪化し、プロミスが債権を保全するために必要と認めたとき。</p>
第19条 省略	第19条 省略（変更なし）

改定前	改定後
<p>第 20 条（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略 2. 省略 3. 省略 4. 省略 5. 省略 6. <u>お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、プロミスは、お客様に対し何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。</u> <u>暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力であることをプロミスが知ったとき。</u> <u>自らまたは第三者を利用して、プロミスグループに対し暴力的または不当な要求等およびこれらに類する業務妨害等をしたとき、もしくはプロミスグループの信用等を毀損したとき。</u> <u>前 2 号の他これらに類する事由が生じたとき。</u> 7. <u>前項によりお客様とのすべての契約を解除した場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。</u> 	<p>第 20 条（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省略（変更なし） 2. 省略（変更なし） 3. 省略（変更なし） 4. 省略（変更なし） 5. 省略（変更なし） 6. <u>削除</u> 7. <u>削除</u>
<p>～ 新設 ～</p>	<p>第 21 条（反社会的勢力の排除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>お客様は、本規約にもとづく契約締結にあたり次のとおり表明し、保証します。</u> <u>お客様が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。</u> <ol style="list-style-type: none"> a) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u> b) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u> c) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u> d) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u> e) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u>

改定前	改定後
<p>~ 新設 ~</p>	<p><u>お客様は、自らまたは第三者をして次のいずれにも該当する行為を行わないこと。</u></p> <p><u>a) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>b) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>c) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>e) その他準ずる行為。</u></p> <p><u>2. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、プロミスは、何ら通知することなくお客様とのすべての契約をただちに解除することができます。その場合、プロミスの通知催告がなくても、お客様は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。</u></p> <p><u>前項第1号に定めるいずれかに該当することが認められるとき。</u></p> <p><u>前項第2号に定めるいずれかに該当する行為を行ったとき。</u></p> <p><u>前項各号の表明について、虚偽の申告が判明したとき。</u></p> <p><u>3. 前項によりお客様に損害が生じた場合、プロミスは、お客様に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、プロミスに損害が生じた場合、お客様は、プロミスに対しその責任を負います。</u></p>
<p>第 21 条 ~ 23 条 省略</p>	<p>第 22 条 ~ 24 条 省略 (変更なし)</p>